

# 福岡県公報

平成二十四年六月十九日  
第三千四百四号  
増刊  
①

## 目次

### 規則(第三十一号)

○福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(県営住宅課) ……………一

## 規則

福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年六月十九日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第三十一号

福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県営住宅条例施行規則(平成九年福岡県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「又は外国人登録証明書」を削る。

第四十条第一号中「同条第五項」を「同法第八条第一項」に改める。

### 附則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。